

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月19日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【電話番号】 (03) 6447 - 3086

【届出の対象とした募集  
（売出）内国投資信託受  
益証券に係るファンドの  
名称】 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

【届出の対象とした募集  
（売出）内国投資信託受  
益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月19日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年12月2日および平成26年3月3日に訂正届出書にて訂正済み。）の記載事項について、本日付の半期報告書の提出に伴い関係情報を更新するため、また記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

## 第一部 証券情報

<訂正前>

（前略）

(5)申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入時手数料<sup>1</sup>は、購入口数、購入金額<sup>2</sup>または購入代金<sup>3</sup>などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</li> <li>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</li> <li>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</li> <li>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</li> <li>・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</li> </ul>
----------	---

（後略）

<訂正後>

（前略）

(5)申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入時手数料<sup>1</sup>は、購入口数、購入金額<sup>2</sup>または購入代金<sup>3</sup>などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内<sup>4</sup>の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</li> <li>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</li> <li>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</li> <li>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</li> <li>4 <u>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.78%（税抜き3.50%）以内となります。</u></li> <li>・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</li> </ul>
----------	--

（後略）

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況


#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの特色

< 訂正前 >


（前略）

	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、 <u>ロンドン</u> ）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
---	--

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、 <u>オックスフォードシャー</u> ）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
---	---

（後略）

###### ファンドの運用プロセス

< 訂正前 >

（前略）

ファンドの運用プロセス等は、平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

ファンドの運用プロセス等は、平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

(3)ファンドの仕組み  
委託会社等の概況

< 訂正前 >

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（平成25年7月31日現在）			
沿革	<p>昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p>			
大株主の状況	（平成25年7月31日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ ファー・イースト・ リミテッド	英国ロンドン市フィン ズベリースクウェア30 番地EC2A 1AG	40,000株	100%

< 訂正後 >

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（平成26年1月31日現在）			
沿革	<p>昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p>			
大株主の状況	（平成26年2月1日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ ファー・イースト・ リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

## 2 投資方針

### (3)運用体制

#### < 訂正前 >

（前略）

上記運用体制における組織名称等は、平成25年7月31日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

#### < 訂正後 >

（前略）

上記運用体制における組織名称等は、平成26年1月31日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

## 4 手数料等及び税金

手数料及び税金については、該当事項が以下の内容に更新されます。

### (1)申込手数料< 投資者が直接的に負担する費用 >

購入時手数料	<p>購入時手数料<sup>1</sup>は、購入口数、購入金額<sup>2</sup>または購入代金<sup>3</sup>などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内<sup>4</sup>の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> <p>4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.78%（税抜き3.50%）以内となります。</p>
分配金の再投資にかかる手数料	<p>「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</p>

### (2)換金(解約)手数料< 投資者が直接的に負担する費用 >

換金（解約）手数料	<p>ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。</p>
信託財産留保額	<p>換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。</p>

\* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

## (3)信託報酬等＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜き1.90%）を乗じて得た額とします。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率2.052%（税抜き1.90%）となります。										
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分 （年率）</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.10%</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。</p>	配分 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計		1.00%	0.80%	0.10%	1.90%
配分 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計							
	1.00%	0.80%	0.10%	1.90%							
支払方法	毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。										

## (4)その他の手数料等＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

## 信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料</li> <li>・ 先物取引やオプション取引等に要する費用</li> <li>・ 資産を外国で保管する場合の費用</li> <li>・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用</li> <li>・ 受託会社の立て替えた立替金の利息</li> <li>・ 投資信託財産に関する租税</li> <li>・ 信託事務の処理等に要する諸費用</li> </ul>
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

## その他信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査費用</li> <li>・ 法律顧問および税務顧問への報酬</li> <li>・ 受益権の管理事務等に関連する費用</li> <li>・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用</li> <li>・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用</li> <li>・ 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用</li> <li>・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用</li> </ul>
--------	---

計算方法等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他信託事務の諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。</li> <li>・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。</li> <li>・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率0.108%（税抜き0.10%）となります。</li> </ul>	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)課税上の取扱い

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

#### 個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。</li> </ul>	
	平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）
	平成50年1月1日以降	20% （所得税15%および地方税5%）
解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</li> </ul>	
	平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）
	平成50年1月1日以降	20% （所得税15%および地方税5%）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</li> </ul>	

損益通算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。</li> <li>・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。</li> </ul>
----------	--

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="502 869 1404 952"> <tr> <td>平成49年12月31日まで</td> <td>15.315%</td> </tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td> <td>15%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。</li> </ul>	平成49年12月31日まで	15.315%	平成50年1月1日以降	15%
平成49年12月31日まで	15.315%				
平成50年1月1日以降	15%				
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。				

個別元本について

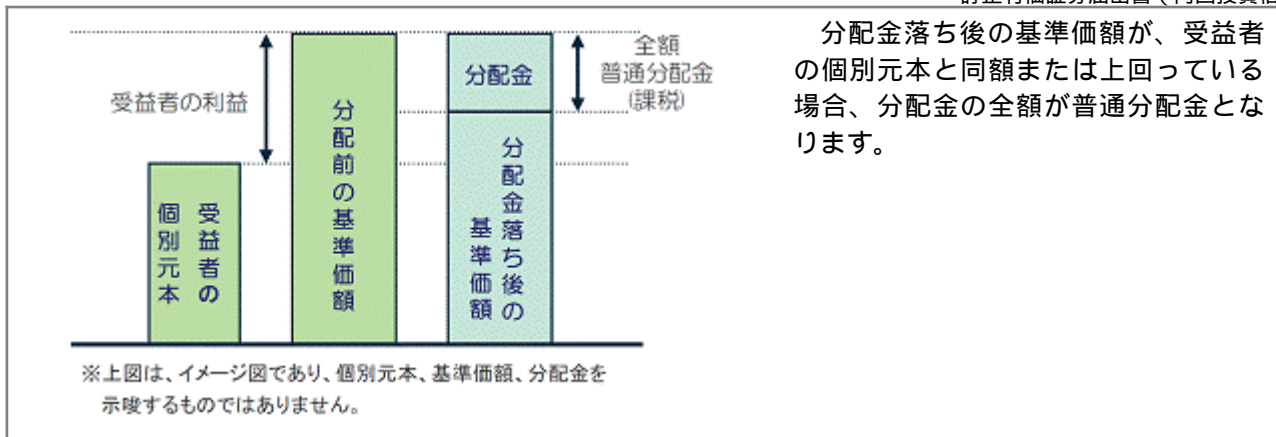
- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。  
「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

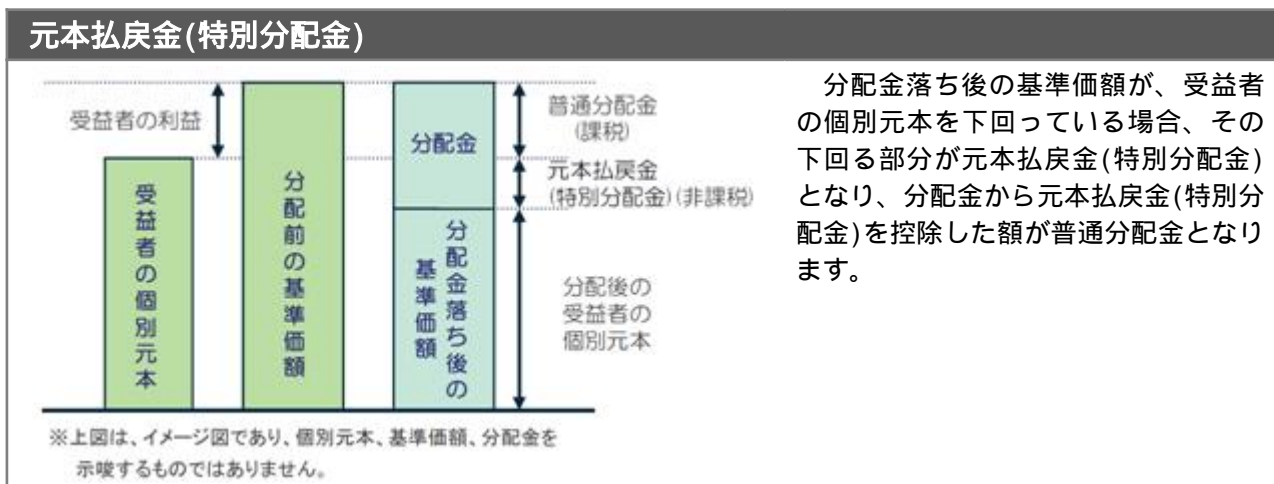
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

#### 普通分配金





分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。



上記は、平成26年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

## 5 運用状況

運用状況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

## (1)投資状況(平成26年1月31日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,108,598,210	100.37
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		7,836,113	0.37
合計(純資産総額)		2,100,762,097	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

## (参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	ロシア	1,335,422,062	63.33
	ポーランド	380,877,151	18.06
	カザフスタン	57,440,315	2.72
	ガーンジー	52,072,875	2.46
	チェコ	49,027,861	2.32
	イギリス	48,164,143	2.28
	アラブ首長国連邦	43,605,299	2.06
	ハンガリー	43,045,358	2.04
	オランダ	27,476,559	1.30
	キプロス	17,010,472	0.80
	小 計	2,054,142,095	97.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		54,395,008	2.57
合計(純資産総額)		2,108,537,103	100.00

## (2)投資資産(平成26年1月31日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド	1,340,750,436	1.3828 1,853,989,703	1.5727 2,108,598,210	100.37

## 種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.37
合 計	100.37

## (参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ロシア	株式	GAZPROM ADR	エネルギー	237,050	723.00	171,387,852	863.50	204,694,974	9.70
2	ロシア	株式	LUKOIL ADR	エネルギー	34,700	5,605.87	194,523,689	5,868.16	203,625,256	9.65
3	ロシア	株式	SBERBANK ADR	銀行	173,500	1,144.83	198,628,317	1,122.20	194,702,151	9.23
4	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS ADR	電気通信サー ビス	57,900	1,832.96	106,128,685	1,772.27	102,614,884	4.86
5	ロシア	株式	NOVATEK GDR-S	エネルギー	8,000	11,865.92	94,927,436	12,703.21	101,625,680	4.81
6	ロシア	株式	ROSNEFT-REG GDR	エネルギー	137,600	689.16	94,828,691	722.07	99,357,822	4.71
7	ロシア	株式	TATNEFT ADR	エネルギー	25,900	3,447.86	89,299,760	3,505.46	90,791,641	4.30
8	ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN	保険	6,450	13,262.72	85,544,608	13,657.64	88,091,842	4.17
9	ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAS	エネルギー	1,087,500	63.77	69,353,355	76.11	82,776,585	3.92
10	ポーランド	株式	CCC	耐久消費財 ・アパレル	15,700	2,852.63	44,786,429	3,850.47	60,452,379	2.86
11	カザフスタン	株式	KCELL-S	電気通信サー ビス	33,600	1,475.01	49,560,416	1,709.53	57,440,315	2.72
12	ポーランド	株式	SYNTHOS	素材	327,500	148.98	48,793,252	165.86	54,321,246	2.57
13	ロシア	株式	VTB BANK GDR-S	銀行	202,100	298.29	60,285,217	264.55	53,466,751	2.53
14	ガー ン ジ ー	株式	ETALON GROUP GDR-S	不動産	112,500	412.46	46,402,717	462.87	52,072,875	2.46
15	ロシア	株式	GLOBALTRANS INVESTMENT GDR-S	運輸	37,150	1,441.06	53,535,698	1,367.00	50,784,399	2.40
16	チェコ	株式	FORTUNA ENTERTAINMENT GROUP	消費者サー ビス	72,750	416.98	30,335,448	673.92	49,027,861	2.32
17	イギリス	株式	ITE GROUP	商業・専門 サービス	102,400	490.85	50,263,819	470.35	48,164,143	2.28
18	ポーランド	株式	KRUK	商業・専門 サービス	17,676	2,145.45	37,923,134	2,687.10	47,497,206	2.25
19	ロシア	株式	PHOSAGRO GDR-S	素材	43,750	1,271.34	55,621,545	1,057.40	46,261,285	2.19
20	ポーランド	株式	LPP	耐久消費財 ・アパレル	158	270,339.12	42,713,582	287,962.50	45,498,075	2.15
21	アラブ首 長国連邦	株式	DRAGON OIL	エネルギー	43,300	992.62	42,980,792	1,007.05	43,605,299	2.06
22	ポーランド	株式	INTEGER.PL	運輸	4,500	9,049.92	40,724,644	9,642.63	43,391,835	2.05
23	ロシア	株式	ALROSA	素材	404,100	103.78	41,939,817	106.56	43,062,092	2.04
24	ハンガ リー	株式	OTP BANK	銀行	22,700	2,004.29	45,497,605	1,896.27	43,045,358	2.04
25	ポーランド	株式	LUBELSKI WEGIEL BOGDANKA	エネルギー	10,200	3,784.65	38,603,430	4,080.84	41,624,568	1.97
26	ロシア	株式	M VIDEO	小売	56,800	769.39	43,701,511	706.95	40,155,145	1.90
27	オランダ	株式	CINEMA CITY INTERNATIONAL	メディア	24,200	1,016.48	24,598,937	1,135.39	27,476,559	1.30
28	ロシア	株式	MAGNITOGORS IRON & STEEL WORKS	素材	77,000	335.32	25,819,917	279.26	21,503,397	1.01

29	キプロス	株式	MD MEDICAL GROUP INVESTMENTS	ヘルスケア機 器・サービス	14,700	1,622.23	23,846,830	1,157.17	17,010,472	0.80
----	------	----	---------------------------------	------------------	--------	----------	------------	----------	------------	------

## 種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	エネルギー	41.17
	銀行	13.81
	素材	7.83
	電気通信サービス	7.59
	耐久消費財・アパレル	5.02
	商業・専門サービス	4.53
	運輸	4.46
	保険	4.17
	不動産	2.46
	消費者サービス	2.32
	小売	1.90
	メディア	1.30
	ヘルスケア機器・サービス	0.80
	合 計	97.42

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3)運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間(平成18年6月22日現在)	10,179	11,259	1.2113	1.3399
第2期計算期間(平成19年6月22日現在)	9,684	11,942	1.6024	1.9759
第3期計算期間(平成20年6月23日現在)	11,526	12,313	1.6948	1.8104
第4期計算期間(平成21年6月22日現在)	3,156	3,156	0.6053	0.6053
第5期計算期間(平成22年6月22日現在)	3,606	3,606	0.8001	0.8001
第6期計算期間(平成23年6月22日現在)	3,288	3,288	0.8782	0.8782
第7期計算期間(平成24年6月22日現在)	2,208	2,208	0.6495	0.6495
第8期計算期間(平成25年6月24日現在)	2,149	2,149	0.8286	0.8286
平成25年1月末日	2,739	-	0.9058	-
平成25年2月末日	2,658	-	0.8977	-
平成25年3月末日	2,525	-	0.8747	-
平成25年4月末日	2,506	-	0.8865	-
平成25年5月末日	2,439	-	0.9226	-
平成25年6月末日	2,180	-	0.8418	-
平成25年7月末日	2,240	-	0.8762	-
平成25年8月末日	2,228	-	0.8783	-
平成25年9月末日	2,350	-	0.9467	-
平成25年10月末日	2,453	-	1.0056	-
平成25年11月末日	2,396	-	1.0065	-
平成25年12月末日	2,378	-	1.0412	-
平成26年1月末日	2,100	-	0.9323	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.1300
第2期計算期間	0.3800
第3期計算期間	0.1200
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000
第8期計算期間	0.0000

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間	33.99
第2期計算期間	63.12
第3期計算期間	12.98
第4期計算期間	64.28
第5期計算期間	32.18
第6期計算期間	9.76
第7期計算期間	26.04
第8期計算期間	27.58
第9期中間計算期間 (自平成25年6月25日 至平成25年12月24日)	24.16

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

## (4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	16,265,921,236	7,862,260,465
第2期計算期間	3,243,805,381	5,603,315,592
第3期計算期間	4,627,353,391	3,870,245,935
第4期計算期間	1,069,598,577	2,656,748,103
第5期計算期間	453,784,591	1,160,708,946
第6期計算期間	427,826,429	1,190,621,758
第7期計算期間	311,773,699	655,902,881
第8期計算期間	118,894,748	924,990,707
第9期中間計算期間 (自平成25年6月25日 至平成25年12月24日)	29,196,817	315,931,130

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。



(参考情報) 交付目論見書に記載する運用実績

(2014年1月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移

### ■ 基準価額・純資産総額の推移(設定来)



- \* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- \* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	9,323円
純資産総額	2,101百万円

### ■ 期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-10.5%
3カ月	-7.3%
6カ月	6.4%
1年	2.9%
3年	1.5%
5年	144.1%
設定来	36.8%

- \* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

## ■ 分配の推移

(課税前/1万口当たり)

決算期	2009年6月	2010年6月	2011年6月	2012年6月	2013年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,300円

## ■ 主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

### ■ 資産配分

	純資産比
株式	97.4%
キャッシュ等	2.6%

### ■ 銘柄数

29

\* 株式には預託証券を含んでおり、預託証券へ投資する場合、投資通貨は米ドルなどとなっております。

### ■ 組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	ロシア	63.3%
2	ポーランド	18.1%
3	カザフスタン	2.7%
4	ガーンジー	2.5%
5	チェコ	2.3%

### ■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	GAZPROM ADR	ロシア	エネルギー	9.7%
2	LUKOIL ADR	ロシア	エネルギー	9.7%
3	SBERBANK ADR	ロシア	銀行	9.2%
4	MOBILE TELESYSTEMS ADR	ロシア	電気通信サービス	4.9%
5	NOVATEK GDR-S	ロシア	エネルギー	4.8%
6	ROSNEFT-REG GDR	ロシア	エネルギー	4.7%
7	TATNEFT ADR	ロシア	エネルギー	4.3%
8	POWSZECHNY ZAKLAD LUBEZPIECZEN	ポーランド	保険	4.2%
9	SURGUTNEFTEGAS	ロシア	エネルギー	3.9%
10	CCC	ポーランド	耐久消費財・アパレル	2.9%

\* 国名は発行体の国籍(所在国)などで区分しています。

\* 業種はMSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

## ■ 年間収益率の推移



\* ファンドにはベンチマークはありません。

\* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

\* 2005年はファンドの設定日(2005年6月14日)から年末まで、2014年は1月未までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
--------	---

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 <u>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.78%（税抜き3.50%）以内となります。</u>
--------	--

（後略）

[前へ](#)   [次へ](#)

### 第3 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

財務諸表については、該当事項に以下の内容が追加されます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年6月25日から平成25年12月24日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

[前へ](#)   [次へ](#)

## 中間財務諸表

## インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

## (1)中間貸借対照表

(単位：円)

当中間計算期間  
(平成25年12月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	106,312
親投資信託受益証券	2,406,419,332
未収入金	5,823,920
流動資産合計	2,412,349,564
資産合計	2,412,349,564
負債の部	
流動負債	
未払解約金	14,367,660
未払受託者報酬	1,230,426
未払委託者報酬	22,147,577
その他未払費用	806,520
流動負債合計	38,552,183
負債合計	38,552,183
純資産の部	
元本等	
元本	2,307,429,352
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	66,368,029
(分配準備積立金)	390,170,978
元本等合計	2,373,797,381
純資産合計	2,373,797,381
負債純資産合計	2,412,349,564

## (2)中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年12月24日
営業収益	
受取利息	51
有価証券売買等損益	524,135,359
営業収益合計	524,135,410
営業費用	
受託者報酬	1,230,426
委託者報酬	22,147,577
その他費用	806,520
営業費用合計	24,184,523
営業利益又は営業損失( )	499,950,887
経常利益又は経常損失( )	499,950,887
中間純利益又は中間純損失( )	499,950,887
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う中間純損失金額の分配額( )	42,332,322
期首剰余金又は期首欠損金( )	444,556,596
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,370,058
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	54,370,058
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,063,998
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,063,998
中間剰余金又は中間欠損金( )	66,368,029

[前へ](#) [次へ](#)

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

## (中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間 (平成25年12月24日現在)	
1.期首元本額	2,594,163,665円
期中追加設定元本額	29,196,817円
期中解約元本額	315,931,130円
2.中間計算期間末日における受益権の総数	2,307,429,352口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成25年6月25日 至 平成25年12月24日	
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	4,687,312円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間 (平成25年12月24日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

当中間計算期間 (平成25年12月24日現在)
該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間 (平成25年12月24日現在)
1口当たり純資産額 1,0288円 (1万口当たり純資産額 10,288円)

## 参考情報

当ファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成25年12月24日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		16,958,725
コール・ローン		30,418,975
株式		2,356,456,679
派生商品評価勘定		17,338
未収入金		8,454,856
未収利息		25
流動資産合計		2,412,306,598
資産合計		2,412,306,598
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,823,920
流動負債合計		5,823,920
負債合計		5,823,920
純資産の部		
元本等		
元本		1,389,869,084
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		1,016,613,594
元本等合計		2,406,482,678
純資産合計		2,406,482,678
負債純資産合計		2,412,306,598



## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成25年12月24日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	1,580,916,590円
同期中における追加設定元本額	1,601,519円
同期中における解約元本額	192,649,025円
同中間計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド	1,389,869,084円
合計	1,389,869,084円
2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	1,389,869,084口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年12月24日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。  (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

(平成25年12月24日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 アメリカドル	18,140,260	-	18,122,922	17,338
合 計	18,140,260	-	18,122,922	17,338

## (注)時価の算定方法

## 為替予約の時価

(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ロ)同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2)同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成25年12月24日現在)
1口当たり純資産額 1,7314円
(1万口当たり純資産額 17,314円)

[前へ](#) [次へ](#)

## 2 ファンドの現況

ファンドの現況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

### 純資産額計算書(平成26年1月31日現在)

資産総額	2,108,627,294 円
負債総額	7,865,197 円
純資産総額( - )	2,100,762,097 円
発行済数量	2,253,342,954 口
1 単位当たり純資産額( / )	0.9323 円

### (参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

資産総額	2,109,033,619 円
負債総額	496,516 円
純資産総額( - )	2,108,537,103 円
発行済数量	1,340,750,436 口
1 単位当たり純資産額( / )	1.5727 円

[前へ](#) [次へ](#)

## 第三部 委託会社等の情報

### 第1 委託会社等の概況

#### 1 委託会社等の概況

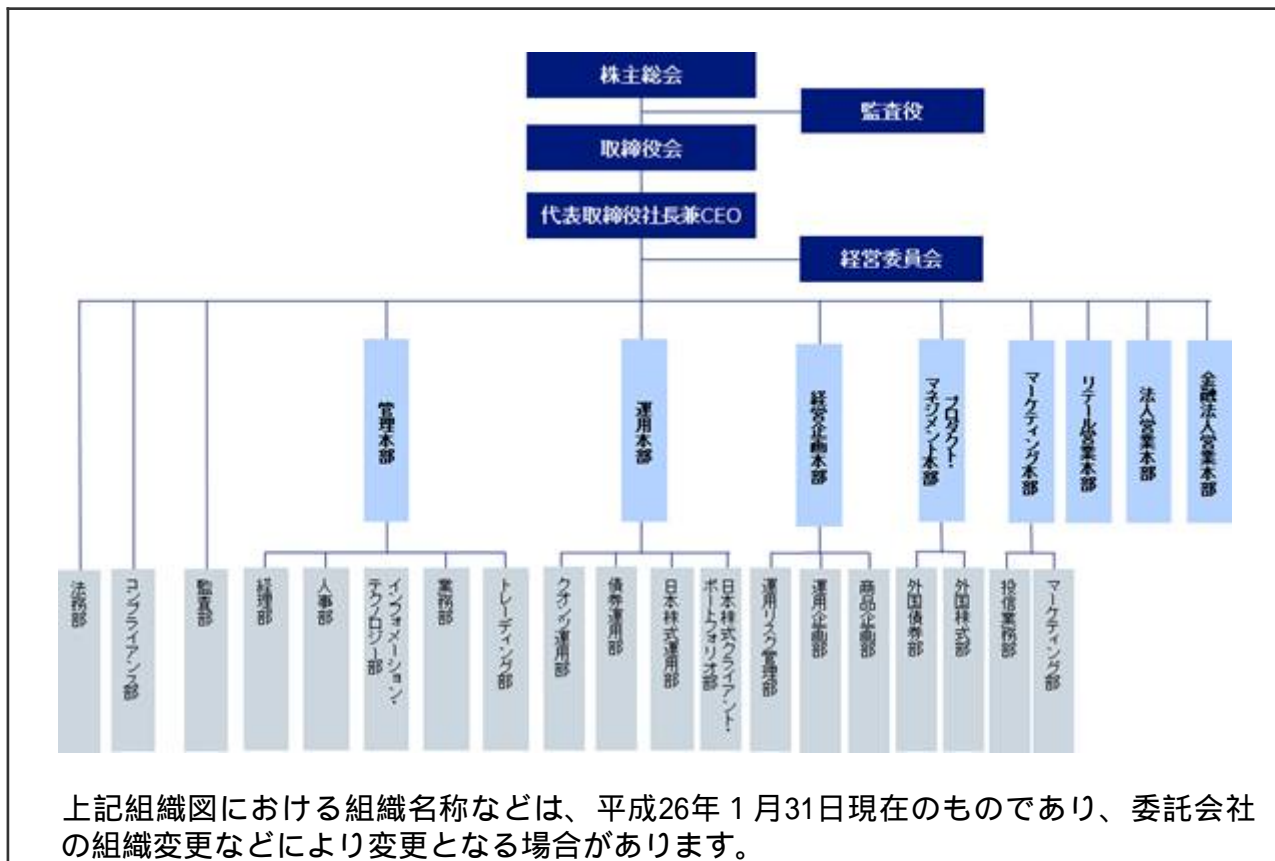
委託会社等の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

#### (1) 資本金の額

平成26年1月31日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における主な 資本金の額の増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年6月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。</li> <li>平成23年7月6日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。</li> </ul>

#### (2) 委託会社等の機構

##### 組織図



## 会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

## 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

## 2 事業の内容及び営業の概況

事業の内容及び営業の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成26年1月31日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	65	511,228
	公社債投資信託	1	2,157
	合計	66	513,385
	* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。		

### 3 委託会社等の経理状況

委託会社等の経理状況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を、第24期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）に係る中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		1,541,296		1,650,823
前払費用		49,463		56,937
未収入金		206,492		233,768
未収委託者報酬		461,845		394,497
未収運用受託報酬		396,891		602,964
未収投資助言報酬		417		2,241
繰延税金資産		-		159,222
その他の流動資産		5,020		12,368
流動資産計		2,661,426		3,112,823
固定資産				
有形固定資産 1				
建物附属設備	227,003		195,606	
器具備品	102,444		90,366	
建設仮勘定	1,251	330,699	-	285,973
無形固定資産				
ソフトウェア	31,159		30,766	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	455,858		430,880	
顧客関連資産	2,443,612	2,934,602	2,309,716	2,775,334
投資その他の資産				
投資有価証券	470		531	
差入保証金	252,084		234,976	
繰延税金資産	-		37,977	
その他の投資	10,463		10,018	
貸倒引当金	7,400	255,618	8,600	274,903
固定資産計		3,520,921		3,336,211
資産合計		6,182,347		6,449,034



（単位：千円）

科目	前事業年度 （平成24年3月31日）		当事業年度 （平成25年3月31日）	
	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		142,830		41,790
未払金				
未払償還金	42,139		41,181	
未払手数料	194,317		130,522	
その他の未払金	127,783	364,240	282,034	453,739
未払費用		312,226		252,754
未払法人税等		17,012		37,790
未払消費税等		70,931		35,815
賞与引当金		118,468		127,527
その他の流動負債		15,494		14,573
流動負債計		1,041,204		963,991
固定負債				
退職給付引当金		483,734		553,089
役員退職慰労引当金		47,224		66,358
資産除去債務		64,067		64,291
固定負債計		595,026		683,738
負債合計		1,636,230		1,647,730
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	860,855		605,728	
利益剰余金合計		860,855		605,728
株主資本合計		4,546,097		4,801,225
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		18		79
評価・換算差額等合計		18		79
純資産合計		4,546,116		4,801,304
負債・純資産合計		6,182,347		6,449,034

## (2)損益計算書

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,376,754		1,997,441
運用受託報酬		1,734,123		1,922,146
投資助言報酬		3,983		9,828
その他営業収益		1,348,609		1,903,423
営業収益計		5,463,471		5,832,841
営業費用				
支払手数料		982,312		763,405
広告宣伝費		1,622		30,442
公告費		775		1,155
調査費				
調査費	253,140		240,341	
委託調査費	587,956		578,841	
図書費	3,225	844,322	2,830	822,012
委託計算費		183,222		183,073
営業雑経費				
通信費	25,593		22,180	
印刷費	37,802		35,813	
協会費	7,678		8,627	
その他営業雑経費	-	71,074	39	66,660
営業費用計		2,083,328		1,866,749
一般管理費				
給料				
役員報酬	350,719		297,445	
給料・手当	1,437,656		1,395,741	
賞与	486,657	2,275,033	439,624	2,132,811
交際費		9,085		10,860
寄付金		5,931		1,000
旅費交通費		81,834		68,629
租税公課		32,135		30,817
不動産賃借料		269,530		267,269
退職給付費用		159,871		180,537
役員退職慰労引当金繰入額		13,650		19,133
賞与引当金繰入額		118,468		127,527
減価償却費		205,326		228,001
福利厚生費		196,643		196,641
諸経費		608,863		610,141
一般管理費計		3,976,372		3,873,370
営業利益又は営業損失( )		596,230		92,720

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息		163		122
保険配当金		3,811		2,926
時効成立分配金償還金		14,350		-
雑益		1,703		91
営業外収益計		20,029		3,139
営業外費用				
支払利息		10,684		-
為替換算差損		273		11,667
雑損		768		1,032
営業外費用計		11,726		12,700
経常利益又は経常損失( )		587,927		83,160
特別損失				
本社移転費用		258,890		-
貸倒引当金繰入額		7,400		1,200
その他		2,838		-
特別損失計		269,128		1,200
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失( )		857,055		81,960
法人税、住民税及び事業税		3,800		24,032
法人税等調整額		-		197,199
法人税等計		3,800		173,167
当期純利益又は当期純損失( )		860,855		255,127

## (3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,000,000	4,000,000
当期変動額		
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	1,000,000	-
当期末残高	4,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	980,511	1,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	-
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	426,442	-
当期末残高	1,406,953	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	-
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	-
欠損填補	691,369	-
当期変動額合計	117,810	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	1,098,322	1,406,953
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	308,632	-
当期末残高	1,406,953	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	691,369	860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
当期純利益又は当期純損失( )	860,855	255,127
当期変動額合計	169,486	255,127
当期末残高	860,855	605,728
利益剰余金合計		
当期首残高	691,369	860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
当期純利益または当期純損失( )	860,855	255,127
当期変動額合計	169,486	255,127
当期末残高	860,855	605,728

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	金額	金額
株主資本合計		
当期首残高	3,406,953	4,546,097
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	-
当期純利益又は当期純損失( )	860,855	255,127
当期変動額合計	1,139,145	255,127
当期末残高	4,546,097	4,801,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	159	60
当期末残高	18	79
評価・換算差額等合計		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	159	60
当期末残高	18	79
純資産合計		
当期首残高	3,407,131	4,546,116
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	-
当期純利益又は当期純損失( )	860,855	255,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	1,138,984	255,187
当期末残高	4,546,116	4,801,304

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15～24年

器具備品 4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,154千円	112,884千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	20,000	-	40,000

## （変動事由の概要）

平成23年6月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

## （リース取引関係）

## 1. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	708,025千円	500,798千円
合計	915,251千円	708,025千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らし、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	-
(2)未収入金	206,492	206,492	-
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	-
(5)未収投資助言報酬	417	417	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	470	470	-
資産計	2,607,413	2,607,413	-
(1)未払償還金	(42,139)	(42,139)	-
(2)未払手数料	(194,317)	(194,317)	-
(3)その他の未払金	(127,783)	(127,783)	-
負債計	(364,240)	(364,240)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。



当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,650,823	1,650,823	-
(2)未収入金	233,768	233,768	-
(3)未収委託者報酬	394,497	394,497	-
(4)未収運用受託報酬	602,964	602,964	-
(5)未収投資助言報酬	2,241	2,241	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	531	531	-
資産計	2,884,826	2,884,826	-
(1)未払償還金	(41,181)	(41,181)	-
(2)未払手数料	(130,522)	(130,522)	-
(3)その他の未払金	(282,034)	(282,034)	-
負債計	(453,739)	(453,739)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,541,296	-	-
(2)未収入金	206,492	-	-
(3)未収委託者報酬	461,845	-	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	-	-
(5)未収投資助言報酬	417	-	-
合計	2,606,942	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,650,823	-	-
(2)未収入金	233,768	-	-
(3)未収委託者報酬	394,497	-	-
(4)未収運用受託報酬	602,964	-	-
(5)未収投資助言報酬	2,241	-	-
合計	2,884,295	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	452	470	18

当事業年度（平成25年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	531	79
小計	452	531	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	452	531	79

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務(千円)	483,734	553,089
退職給付引当金(千円)	483,734	553,089

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用(千円)	159,871	180,537
退職給付費用(千円)	159,871	180,537

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
<b>(1)流動資産</b>		
賞与引当金	42,222	48,473
未払費用	28,757	14,558
未払退職金	802	13,324
株式報酬費用	28,182	6,122
その他	3,082	1,437
繰越欠損金	-	75,305
計	103,047	159,222
<b>(2)固定資産</b>		
退職給付引当金	172,403	197,121
役員退職給付引当金	16,830	23,650
資産調整勘定	106,828	75,954
資産除去債務	22,833	22,913
その他	5,550	4,975
繰越欠損金	1,114,161	1,065,791
繰延税金負債（固定）との相殺	20,995	16,663
計	1,417,611	1,373,743
繰延税金資産小計	1,520,659	1,532,965
評価性引当額	1,520,659	1,335,765
繰延税金資産合計	-	197,199
<b>繰延税金負債</b>		
<b>(1)固定負債</b>		
資産除去債務	20,995	16,663
繰延税金資産（固定）との相殺	20,995	16,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	-	197,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	81.6%
住民税均等割等	4.6%
のれん償却額	11.5%
評価性引当額の増減額	336.2%
その他	10.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	211.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	50,754千円	64,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,974千円	-
見積額変更による減少額（注1）	7,230千円	-
その他	24,821千円	-
有形固定資産の除去に伴う取崩額	68,876千円	-
時の経過による調整額	622千円	223千円
期末残高	64,067千円	64,291千円

（注1）前事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 地域ごとの情報

## （1）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	25,855	3,086,716

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 主要な顧客ごとの情報

### (1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

### (2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

### (3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

### (4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

### 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,539,735	1,896,165	375,834	23,663	3,835,399

(注 1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注 2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 主要な顧客ごとの情報

## (1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,600,703

## (2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

## (3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## (4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。



## （関連当事者情報）

## 1．関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## （1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco UK Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	147,231千英ポンド	投資顧問業	なし	共通一般管理費の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の未払金	
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	株主割当増資	2,000,000		
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替	支払利息	5,479	その他の未払金	
							借入金の返済	500,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注 2）Invesco UK Ltd.およびInvesco Asset Management Ltd.は、平成24年7月31日にInvescoUK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。

（注 3）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注 4）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。

（注 5）親会社の子会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.(注)	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	再委任投資顧問料の支払	278,879	その他の未払金	72,876
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,600,703	未収入金	40,894

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) Invesco Asset Management Ltd.は、平成24年7月31日にInvesco UK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。ただし、取引金額は通年のものを記載しております。

(注3) その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holding Company Ltd. (非上場、持株会社)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

## ( 1 株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
1株当たり純資産額 113,652円91銭	1株当たり純資産額 120,032円60銭
1株当たり当期純損失金額 24,769円97銭	1株当たり当期純利益金額 6,378円18銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額 ( )(千円)	860,855	255,127
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失金額( )(千円)	860,855	255,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	34,754	40,000

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		1,903,059
前払費用		60,266
未収入金		243,506
未収委託者報酬		441,540
未収運用受託報酬		702,761
未収投資助言報酬		3,464
繰延税金資産		132,474
その他の流動資産		4,535
流動資産計		3,491,609
固定資産		
有形固定資産 1		
建物附属設備	181,705	
器具備品	81,246	262,952
無形固定資産 1		
ソフトウェア	26,076	
電話加入権	3,972	
のれん	418,390	
顧客関連資産	2,242,768	2,691,207
投資その他の資産		
投資有価証券	3,573	
差入保証金	234,516	
繰延税金資産	37,977	
その他の投資	10,093	
貸倒引当金	8,600	277,560
固定資産計		3,231,720
資産合計		6,723,330

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	内訳	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		70,141
未払金		
未払償還金	33,774	
未払手数料	142,578	
その他の未払金	105,085	281,438
未払費用		179,932
未払法人税等		66,792
未払消費税等 2		19,226
賞与引当金		505,287
その他流動負債		49,376
流動負債計		1,172,195
固定負債		
退職給付引当金		562,141
役員退職慰労引当金		76,949
資産除去債務		64,403
固定負債計		703,495
負債合計		1,875,690
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	559,434	
利益剰余金合計		559,434
株主資本合計		4,847,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		121
評価・換算差額等合計		121
純資産合計		4,847,639
負債・純資産合計		6,723,330

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 25年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,046,341
運用受託報酬		1,134,943
投資助言報酬		8,848
その他営業収益		1,010,626
営業収益計		3,200,760
営業費用		
支払手数料		377,038
広告宣伝費		6,159
公告費		1,155
調査費		
調査費	126,116	
委託調査費	259,646	
図書費	2,277	388,040
委託計算費		102,137
営業雑経費		
通信費	10,657	
印刷費	22,817	
協会費	4,085	37,560
営業費用計		912,091
一般管理費		
給料		
役員報酬	86,930	
給料・手当	687,476	
賞与	128,396	902,803
交際費		10,880
寄付金		500
旅費交通費		32,319
租税公課		18,579
不動産賃借料		131,270
退職給付費用		79,791
役員退職慰労引当金繰入		10,591
賞与引当金繰入		377,760
固定資産減価償却費 1		111,021
福利厚生費		104,776
諸経費		380,106
一般管理費計		2,160,401
営業利益		128,267

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 25年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業外収益		
受取利息		58
保険配当金		3,242
時効成立分配金償還金		7,032
営業外収益計		10,332
営業外費用		
為替換算差損		14,437
雑損		111
営業外費用計		14,549
経常利益		124,050
税引前中間純利益		124,050
法人税、住民税及び事業税		51,009
法人税等調整額		26,747
法人税等計		77,756
中間純利益		46,293

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	-	1,406,953	-	605,728	605,728	4,801,225
当中間期変動額								
中間純利益						46,293	46,293	46,293
株主資本以外の項目 の会計期間中の変動 額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	46,293	46,293	46,293
当中間期末残高	4,000,000	1,406,953	-	1,406,953	-	559,434	559,434	4,847,518

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79	79	4,801,304
当中間期変動額			
中間純利益			46,293
株主資本以外の項目 の会計期間中の変動 額（純額）	42	42	42
当中間期変動額合計	42	42	46,335
当中間期末残高	121	121	4,847,639



## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### （1）有形固定資産

定率法によっております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 4～20年

#### （2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3．引当金の計上基準

#### （1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### （2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、中間会計期間に見合う分を計上しております。

#### （3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

#### （4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、中間会計期間末における要支給額を計上しております。

### 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損として処理しております。

### 5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	139,666千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しておりません。

## （中間損益計算書関係）

## 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	26,894千円
無形固定資産	84,126千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

## 1．当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## （1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

## （リース取引関係）

## 1．オペレーティング・リース取引

## （借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	207,226千円
1年超	397,184千円
合計	604,411千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（平成25年9月30日）

	中間貸借対照表計上額(*) (千円)	時価(*) (千円)	差額 (千円)
(1)預金	1,903,059	1,903,059	-
(2)未収入金	243,506	243,506	-
(3)未収委託者報酬	441,540	441,540	-
(4)未収運用受託報酬	702,761	702,761	-
(5)未収投資助言報酬	3,464	3,464	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	3,573	3,573	-
(7)差入保証金	226,076	224,134	1,942
資産計	3,523,982	3,522,040	-
(1)未払償還金	(33,774)	(33,774)	-
(2)未払手数料	(142,578)	(142,578)	-
(3)その他の未払金	(105,085)	(105,085)	-
負債計	(281,438)	(281,438)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

## 投資有価証券

当中間会計期間（平成25年9月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,452	3,573	121
小計	3,452	3,573	121
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	3,452	3,573	121

## （資産除去債務関係）

## 資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	64,291千円
時の経過による調整額	112千円
中間期末残高	64,403千円

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：千円)

米国	日本	欧州	その他	合計
999,562	831,072	303,911	19,871	2,154,418

(注) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	855,468	投信投資顧問業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	121,190円99銭

	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額(千円)	1,157円33銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	46,293
普通株式に係る中間純利益(千円)	46,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

## 第2 その他の関係法人の概況

その他の関係法人の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

#### (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成25年9月30日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月30日現在)	事業の内容
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	

#### (3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年12月31日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	70,416,143英ポンド (約12,235百万円)	英国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

英ポンドの円換算は、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝173.76円）によります。

## 2 関係業務の概要

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。								
再信託受託会社の概要	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>10,000百万円(平成25年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td> </tr> <tr> <td>再信託の目的</td> <td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td> </tr> </table>	名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	資本金	10,000百万円(平成25年9月30日現在)	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社								
資本金	10,000百万円(平成25年9月30日現在)								
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。								
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。								
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。								
投資顧問会社	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。								

## 3 資本関係

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

[前へ](#)



# 独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月12日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの平成25年6月25日から平成25年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの平成25年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年6月25日から平成25年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月31日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)